

## (4) 国土強靭化計画の策定について

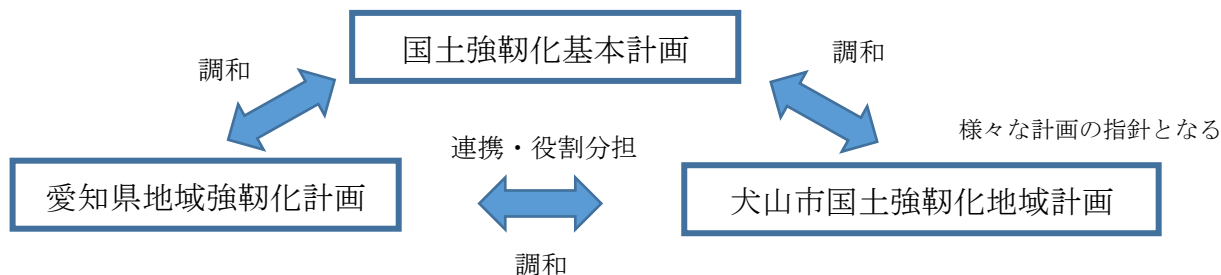
### 【 背景 】

国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布・施行され、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

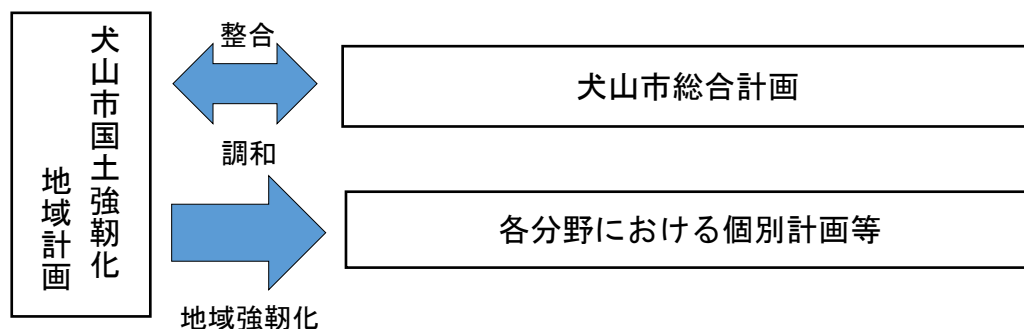
また、県において、平成28年3月に「愛知県地域強靭化計画」が策定されました。

### 【 市計画 】

本市において起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備え、国や県と一体となった取り組みを推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靭なまち」を作り上げるために、本市の強靭化に関する指針となる「犬山市国土強靭化計画」を策定しました。



本計画は、「犬山市総合計画」との整合・調和を図るとともに、地域の強靭化に係る部分について、本市が有する様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものです。



### 【 犬山市国土強靭化地域計画策定への運び 】

- 令和2年 1月 庁内全担当課より意見集約
- 令和2年 7月 パブリックコメント実施
- 令和2年 8月 防災会議へ諮り、承諾
- 令和2年10月 策定完了

※計画の点検・改善を行い、概ね5年ごとに計画全体を見直し。